聽訟亦事君居官之事、然五刑之屬三千、至爲繁細、而民之懷詐、獄訟之情難得、彼此構怨、苟非能體其情、則不得其平、故周禮六德、忠爲司寇之材焉、左傳小大之獄、雖不能察、必以情、忠之屬也、可以見已、子以四教、文行忠信、忠爲政事之科、政事者代君之事、故以忠命之、

〔とはずがたり〕君につかふるものに、忠の心をとへば、おさまれる世にては、よく君に云たがひ、みだれたらん時は、君の馬にさきだちて、死をいたすのみといふ、これもまた忠なり、そも〳〵末を云りて本をわすれたり、中の心といふが、忠の文字なり、君と臣とは義をもてよりあひたれば、誠のたらぬをおそれて、親しき文字をくはへたり、これは君をいとおしきものに見奉らば、君のよきなどよろこばざらむ、君のあしきなどいさめざらん、すべて身を君にまかせ奉れば、危きを見て命をいたすも、また其つねなり、

〔日本書紀三神武〕戊午年六月、既而皇師欲趣中洲、而山中嶮絶、無復可行之路、乃接遑不知其所跋涉、時夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄉導者、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰、此烏之來自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖、日臣命、帥大來目督將元戎、踏山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣、因號其所至之處、曰菟田穿邑、穿邑、此云于介知、能務羅、于時、勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加有能導之功、是以改汝名、爲道臣、

〔日本書紀二十四皇極〕三年正月乙亥朔、以中臣鎌子連、拜神祇伯、〇中略　中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闘闘社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱、〇下略

〔日本書紀二十五孝德〕大化五年三月戊辰、蘇我臣日向、日向字身刺、譖倉山田大臣於皇太子、〇天智　曰、僕之異母兄麻呂、伺皇太子遊於海濱、而將害之、將反其不久、皇太子信之、天皇使大伴狛連三國麻呂公、穗積噛臣於蘇我倉山田麻呂大臣所、而問反之虛實、大臣答曰、被問之報、僕面當陳天皇之所、天皇更遣三國